

第9章 保全配慮地区計画

(1) 保全配慮地区の概要と目的

「保全配慮地区」とは、都市緑地保全法第2条の2の中で「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

この地区は、緑地の保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、市民の理解と協力を得ながら、計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために指定します。

地区の選定にあたっては、以下に示すような地区の選定条件をふまえ選定します。

- ・風致景観となる緑地を保全する必要がある地区
- ・地区特有の生態系を保全する必要がある地区
- ・自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区
- ・屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ・都市における環境保全に資する農地・屋敷林
- ・土砂崩壊から守るために緑地の保全を図る必要がある地区

(2) 保全配慮地区の設定

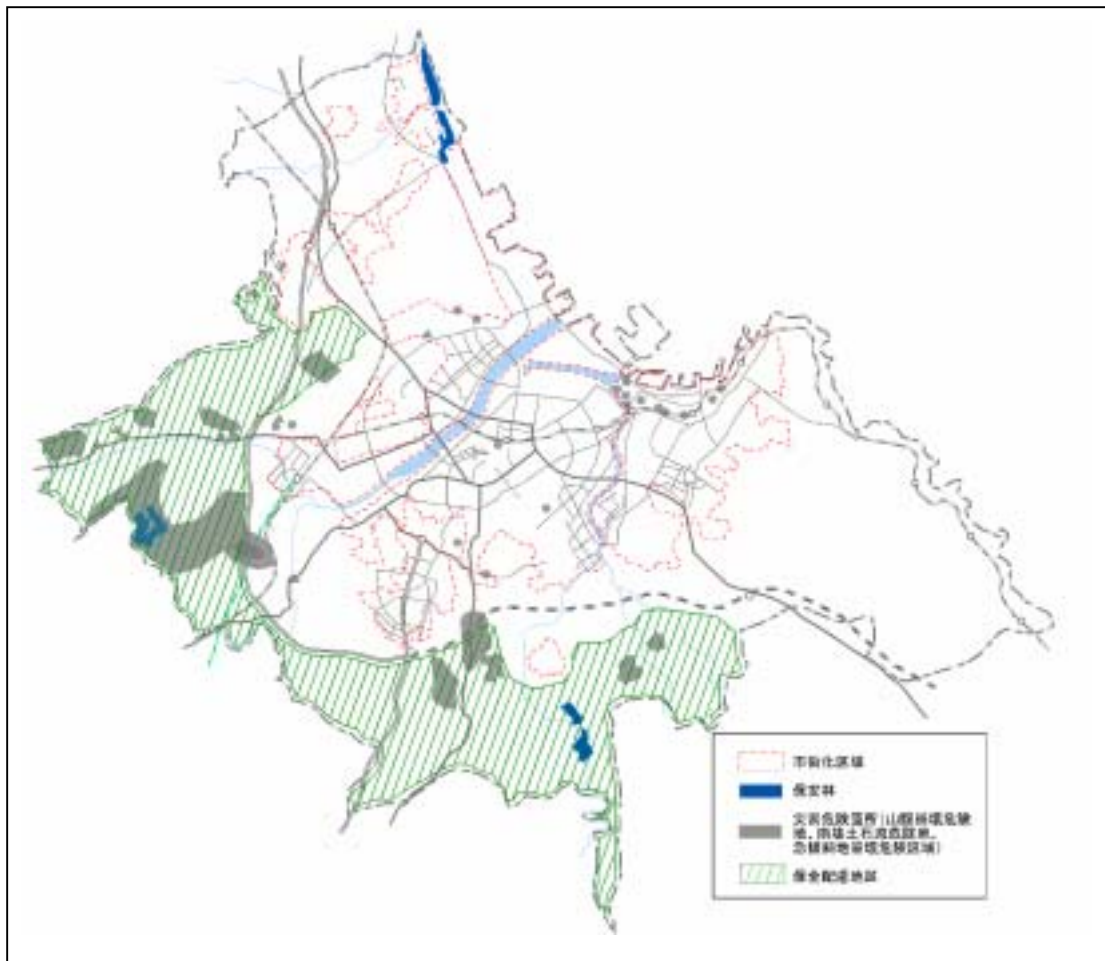
緑豊かな都市環境を形成するためには、市街地内の緑の保全・育成・整備とともに、市街地周辺に広がる山林や農地等の保全・育成を一体的に進めていくことが必要です。

市街地の背後に広がる山林は、市街地と一体的な景観を形成しているとともに、水源涵養や土石流の防止、生き物の生息環境といった多様な役割を果たしていますが、生活様式の変化や林業活動の停滞による維持管理不足等の課題を有しています。

そのため、本市の環境保全、防災、景観上重要な森林を中心に保全配慮地区に指定し、適正な維持管理等を進めながら保全・育成を図ることが重要であると考えます。

これらを踏まえて、山腹崩壊危険地や崩壊土石流危険地及び保安林（土砂流出防備林）が散在し、また生き物の貴重な生息環境でもある、東北縦貫自動車道八戸線の南側及び西側に広がる山林などを一体的に保全配慮地区とします。

対象地区の位置



(3) 整備方針

地区における緑の現況と課題

- ・市街地や集落の背後に広がる山林は、農地と一体的に緑豊かな景観を形成しています。
- ・その山林の多くは、以前、薪等を探りながら維持管理を行ってきた里山でしたが、生活様式の変化に伴い人の手が加わらなくなり、維持管理があまり行われていない状況にあります。
- ・また、川沿いを中心に傾斜のある山林がみられ、山腹崩壊危険地や崩壊土石流危険地、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。
- ・以前は日常的に見られた生き物も、生活環境の悪化に伴い減少傾向にあります。現在、部分的に生き物の貴重な環境が残されており、保全が必要となっています。
- ・地区内には、七崎神社や稲荷神社等の歴史文化資源が残され、周辺の緑と一体的に良好な環境が形成されており、保全が求められます。
- ・市内に、山林を気軽に散策したり、自然体験型の環境教育が実施できる場所は少ない状況にあります。

基本方針と施策

基本方針 1 ; 市民協働による維持管理を進め保全を図る

< 主な取り組み >

- ・ 市民への開放や利用が望ましい山林については、土地所有者の協力を得ながら市民緑地として整備し、開放します。その維持管理については、市民団体やNPO等との連携を図りながら進めます。
- ・ 生き物の貴重な生息環境については、市民団体や関連団体との協働により適切な保全を図ります。その際、必要に応じて緑地保全地区等の法制度の活用による保全を検討します。
- ・ 自然環境の保全や雨水貯留機能、景観形成等、里山や農地の持つ様々な機能について、多くの市民への周知を図るため、農家や関係団体等の協力を得ながら、自然体験学習やグリーンツーリズムの取り組みを実施します。

基本方針 2 ; 地域の特性に応じた保全の推進

< 主な取り組み >

- ・ 山腹崩壊危険地や崩壊土石流危険地等の災害の危険がある地域については、防災上必要な整備を進めるとともに、緑の適正な保全を図ります。
- ・ 歴史資源と一体的な景観を形成している緑については、今後とも保全に努めるとともに、必要に応じて法制度に基づく保全策の実施について検討します。